

現代日本の財政政策と 大蔵省・財務省の政策思想（Ⅰ）

——『図説 日本の財政』を素材にして——

梅 原 英 治*

（目次）

はじめに

1. 本稿の課題

2. 財政に関わる「図説もの」について

3. 『図説 日本の財政』と『経済財政白書』（以上本号）

第1章 『図説 日本の財政』の出版と『経済自立5カ年計画』（以下次号）

は じ め に

1. 本稿の問題意識と課題

（1）創刊60年を迎える『図説 日本の財政』

『図説 日本の財政』（以下『図説』と略）は、大蔵省大臣官房調査課長（1955～66年度版）あるいは同調査企画課長（1967～99年度版）あるいは同総合政策課長（2000年度版）あるいは財務省大臣官房総合政策課長（2001年度版以降）を編者として¹⁾、1955年以来毎年、東洋経済新報社から刊行されている書物である（表1）。

内容は、毎年度の予算に関する解説が主たる部分を占めるが、財政学の歴史や主要論点をめぐる議論の整理、予算や各歳出項目にかかる制度の解説、明治以来の日本財政史の概説、諸外国の財政の紹介などもあり、充実している。そのため、公務員試験対策などでは参考書として使われている。筆者も大学院に入学して財政学の研究を志して以来、購入し勉強してきた。

『図説』で解説される文章には、当然ながら、編者や執筆者を通して、そのときどきの

* 本学経済学部教授

坂野光俊先生（現・金沢星稷大学学長）には立命館大学大学院経済学研究科入学以来、公私にわたりお世話になってまいりました。2014年8月に満80歳をお迎えになられる先生の傘寿を心よりお祝い申し上げます。

1) 1963年度版のみ大蔵省主計局主計官と共同。なお、表1の脚注にあるように、本のカバーや扉に掲げられていた編者の肩書きが1997年度版以降は外されるようになったので、正確には「課長編」ではなくなっている。

表1 『図説 日本の財政』(東洋経済新報社刊)の推移

年度版	タイトル	編者	発行日	判型	ページ数(注10)
1955	図説 日本の財政	大蔵省大臣官房調査課(注1)	1955年9月30日	B 6判	12+332
1956	図説 日本の財政(昭和31年度版)	同上	1956年6月20日	同上	13+364
1957	図説 日本の財政(昭和32年度版)	塩谷忠男(注2)	1957年7月5日	同上	xiii+369
1958	図説 日本の財政(昭和33年度版)	中嶋晴雄(注2)	1958年6月16日	同上	xiv+360+2
1959	図説 日本の財政(昭和34年度版)	同上	1959年5月25日	同上	xiv+356+2
1960	図説 日本の財政(昭和35年度版)	堀込聰夫(注2)	1960年7月5日	同上	xvi+371+2
1961	図説 日本の財政(昭和36年度版)	青鹿明司(注2)	1961年7月15日	同上	xvii+388+2
1962	図説 日本の財政(昭和37年度版)	同上	1962年8月22日	同上	xvi+323+2
1963	図説 日本の財政(昭和38年度版)	青鹿明司(注3)・前川憲一(注2)	1963年7月5日	同上	xvi+354
1964	図説 日本の財政(昭和39年度版)	前川憲一(注2)	1964年7月25日	同上	xix+362
1965	図説 日本の財政(昭和40年度版)	同上	1965年8月25日	同上	xxii+393
1966	図説 日本の財政(昭和41年度版)	吉田太郎一(注2)	1966年8月15日	同上	xviii+363
1967	図説 日本の財政(昭和42年度版)	林 大造(注4)	1967年9月16日	同上	xx+363
1968	図説 日本の財政(昭和43年度版)	小田村四郎(注4)	1968年9月2日	同上	xx+380
1969	図説 日本の財政(昭和44年度版)	同上	1969年9月25日	同上	xxii+409
1970	図説 日本の財政(昭和45年度版)	亘理 彰(注4)	1970年9月25日	同上	xxiii+415
1971	図説 日本の財政(昭和46年度版)	佐上武弘(注4)	1971年9月14日	同上	xxiv+393
1972	図説 日本の財政(昭和47年度版)	同上	1972年10月5日	同上	xxvi+427
1973	図説 日本の財政(昭和48年度版)	米里 恕(注4)	1973年10月5日	同上	xxv+431
1974	図説 日本の財政(昭和49年度版)	同上	1974年9月12日	同上	xix+389
1975	図説 日本の財政(昭和50年度版)	吉野良彦(注4)	1975年8月28日	同上	xix+401
1976	図説 日本の財政(昭和51年度版)	大竹宏繁(注4)	1976年8月24日	同上	xviii+400
1977	図説 日本の財政(昭和52年度版)	同上	1977年8月24日	同上	xviii+413
1978	図説 日本の財政(昭和53年度版)	岸田俊輔(注4)	1978年7月28日	同上	xx+432
1979	図説 日本の財政(昭和54年度版)	同上	1979年7月19日	同上	xxiii+439
1980	図説 日本の財政(昭和55年度版)	同上	1980年6月26日	同上	xxiv+395
1981	図説 日本の財政(昭和56年度版)	塚越則男(注4)	1981年7月9日	同上	xxii+371
1982	図説 日本の財政(昭和57年度版)	大山綱明(注4)	1982年7月8日	同上	xxii+362
1983	図説 日本の財政(昭和58年度版)	長富祐一郎(注4)	1983年7月7日	同上	xxi+356
1984	図説 日本の財政(昭和59年度版)	大須敏生(注4)	1984年6月21日	同上	xxiv+380
1985	図説 日本の財政(昭和60年度版)	同上	1985年6月6日	同上	xxiv+383
1986	図説 日本の財政(昭和61年度版)	畠山 蕃(注4)	1986年6月5日	同上	xxiv+383
1987	図説 日本の財政(昭和62年度版)	石坂匡身(注4)	1987年8月6日	同上	xxvi+384
1988	図説 日本の財政(昭和63年度版)	加藤隆俊(注4)	1988年6月30日	同上	xxiv+397
1989	図説 日本の財政(平成元年度版)	竹内克伸(注4)	1989年6月29日	同上	xxv+396

表 1 (つづき) 『図説 日本の財政』(東洋経済新報社刊) の推移

年度版	タイトル	編者	発行日	判型	ページ数(注10)
1990	図説 日本の財政(平成2年度版)	久保田勇夫(注4)	1990年7月26日	同上	xxi+376
1991	図説 日本の財政(平成3年度版)	松川隆志(注4)	1991年6月27日	同上	xxiv+359
1992	図説 日本の財政(平成4年度版)	山口公生(注4)	1992年8月13日	同上	xxiv+413
1993	図説 日本の財政(平成5年度版)	堀田隆夫(注4)	1993年7月22日	同上	xxiv+413
1994	図説 日本の財政(平成6年度版)	尾原義夫(注4)	1994年8月11日	四六判	xxiv+421
1995	図説 日本の財政(平成7年度版)	坂 篤郎(注4)	1995年7月6日	同上	xxv+419
1996	図説 日本の財政(平成8年度版)	田村義雄(注4)	1996年8月8日	同上	xxv+439
1997	図説 日本の財政(平成9年度版)	同上(注5)	1997年7月17日	A5判	xxiv+389
1998	図説 日本の財政(平成10年度版)	増井亨一郎(注5)	1998年8月13日	同上	xxv+377
1999	図説 日本の財政(平成11年度版)	杉本和行(注5)	1999年7月8日	同上	xxiv+369
2000	図説 日本の財政(平成12年度版)	竹内 洋(注6)	2000年7月13日	同上	xxiv+377
2001	図説 日本の財政(平成13年度版)	加藤治彦(注7)	2001年8月2日	同上	xxiii+363
2002	図説 日本の財政(平成14年度版)	同上	2002年8月22日	同上	xxiv+387
2003	図説 日本の財政(平成15年度版)	川北 力(注7)	2003年10月9日	同上	xxv+453
2004	図説 日本の財政(平成16年度版)	同上(注8)	2004年6月30日	同上	xxiii+415
2005	図説 日本の財政(平成17年度版)	木下康司(注8)	2005年8月18日	同上	xxii+413
2006	図説 日本の財政(平成18年度版)	同上	2006年8月17日	同上	xxv+450
2007	図説 日本の財政(平成19年度版)	林 信光(注9)	2007年8月23日	同上	xxv+472
2008	図説 日本の財政(平成20年度版)	池田篤彦(注9)	2008年8月14日	同上	xxii+418
2009	図説 日本の財政(平成21年度版)	福田淳一(注9)	2009年8月20日	同上	xxi+418
2010	図説 日本の財政(平成22年度版)	迫田英典(注9)	2010年9月2日	同上	xxi+427
2011	図説 日本の財政(平成23年度版)	西田安範(注9)	2011年9月29日	同上	xxi+446
2012	図説 日本の財政(平成24年度版)	同上	2012年9月13日	同上	xxiii+514
2013	図説 日本の財政(平成25年度版)	市川健太(注9)	2013年10月24日	同上	xx+436

(出所) 『図説 日本の財政』各年度版、東洋経済新報社、1955～2013年、より作成。

(注) 1. 「ししがき」に「大蔵省大臣官房調査課長 塩谷忠男」とある。

2. 大蔵省大臣官房調査課長。

3. 大蔵省主計局主計官。

4. 大蔵省大臣官房調査企画課長。

5. 肩書きなし。「ししがき」で、「本書は、大蔵省大臣官房調査企画課等に勤務する者が、休日などを利用して執筆したものです。」の一文を掲げる。

6. 肩書きなし。「ししがき」で、「本書は、大蔵省大臣官房総合政策課等に勤務する者が、休日などを使って執筆したものです。」の一文を掲げる。

7. 肩書きなし。注5、6のような一文もなし。

8. 奥付に「編者略歴」を設け、入省年と「現在、財務省大臣官房総合政策課長」を掲げる。

9. 奥付で「編著者」として名前を掲げ、「略歴」として入省年と「現在、財務省大臣官房総合政策課長」を掲げる。

10. ページ数は、「ししがき・目次の最終ページ」+「本文の最終ページ」+「折り込み資料」(1958～62年度版)。折り込み資料は1枚1ページ換算。

財政政策についての大蔵省・財務省の考え方を交えて述べられることになる。したがって、『図説』を丹念に整理すれば、1955年以來の日本の財政運営のあり方についての大蔵省・財務省の政策思想（政策や制度についての考え方）が時代の移り変わりの中でどのように変化してきたかが分かる。

『図説』は2014年に創刊60年を迎える。本連載第1回原稿の執筆時点（2013年11月）では59冊目が発行されたばかりだが、創刊60年を記念する意味を込めて連載を始めた次第である。

もちろん、60年は通過点にすぎないといえればそれまでであるが、かつては満60歳で定年というところも多かったし、「還暦」（十干十二支で起点となった干支に戻ることに。本卦還り）も、本来は数え年（しかも旧暦）で計算されるもの（数え年で61歳）ではあるが、現代風に満年齢を用いて満60歳で還暦とすることも増えている。その意味では、60年を人生や時代の一つの区切りと見なすこともできよう。『図説』の60年の歩みを振り返ることはそれなりに意味のあることに思われる。

本稿は、『図説』を素材にして、現代日本の財政運営とそれについての大蔵省・財務省の考え方をレビューしようとするものである。

（2）坂野光俊氏の研究の継承・発展

『図説』を素材として現代日本の財政政策を検討した研究はほとんどなく、坂野光俊「戦後日本財政の時期区分——『図説 日本財政』の検討——」²⁾が唯一のものである。

坂野氏は、論文の狙いを「新憲法・財政法等の戦後財政活動の枠組みを与えた諸法律が施行された1947年度から50年を経過した1997年度という時点で、しかも財政当局が「財政構造改革元年」と命名しなければならないほどの財政危機のただ中において、50年間以上の我が国財政の発展を段階区分し、我が国財政の現段階の特徴を確認し、財政運営の課題を明確すること」と述べられた上で、『図説』を手掛かりとする理由として、「戦後財政史論があまり多くなく、この『図説 日本財政』（以下『図説』と略称）では毎年簡単ではあるが財政史の時期区分を行っているので利用価値があるというのみでなく、財政実務を担当してきた大蔵官僚達の政策立案・執行の際の政策意識を知る意味でも有意義であり、その変遷から戦後財政史のみならず、政策思想変遷史について一定の資料を得ることができる」ことを挙げられている³⁾。この問題意識と視点は本稿も共有するものである。

坂野論文では、『図説』の1955～97年度版における戦後財政の時期区分の諸パターンと政策思想（とくに裁量的財政政策）の展開を詳細に整理して、『図説』の時期区分論の特徴を析出し、その問題点を指摘している。とくに、①「1974/75年頃までの『図説』は、新古典派総合あるいはアメリカ・ケインジアンに通説に従った説明がされていた」が、「1979年以降、そして特に1983年以降の『図説』は、ケインズ主義的マクロ政策は有効ではない

2) 坂野光俊「戦後日本財政の時期区分——『図説 日本財政』の検討——」立命館大学『立命館経済学』第46巻第6号、1998年2月。

3) 同上、165ページ。

という考え方が強くなって、それまでの新古典派とケインズ主義とのアメリカ流の総合という立場から、「新しい古典派」に「純化」されていく傾向が見られる」,「両者の中間の1975年から1978年の『図説』は、前者から後者への移行の過渡期としての性格をもっていた」⁴⁾という指摘,②1975年という年が「大区分はおろか、小区分の区切りとしても扱われていない」⁵⁾という指摘,③構造政策を重視しながら、時期区分論には活かされていないという指摘⁶⁾,④「財政政策展開方針の不安定さ」の「段階的發展というような視角」⁷⁾の提起,⑤「国と地方の財政関係の視点からのアプローチ」とそれによる財政現象の包括的把握の必要性の指摘⁸⁾,などは重要な貢献である。このほか、「財政民主主義の重要性」の指摘もある⁹⁾。

4) 同上, 177～178ページ。

5) 同上, 180ページ。

6) 同上, 181ページ。

7) 「財政政策方針が安定的・持続的に展開され、一定の型が再生産された高度成長期とは異なって、70年代半ば以降、最近になればなるほど、財政政策展開方針の不安定さが増大してきたと言えるが、その不安定さの段階的發展というような視角は、望むべくもないのであろうか。この点は、『図説』が1975年度版, 1979年度版, 1983年度版と段階的に、新古典派総合的観点から新しい古典派的な立場への「移行」を強めて、そうした観点から財政政策についての「国民教育」を行いながら、現実の財政政策展開はそれとは逆の大規模な裁量的財政政策が展開されるということになっている90年代には、『図説』としてもほっかぶりして済ますことのできない問題であらう。しかし、そうした視角は「戦後財政の歩み」の叙述には示されていない。」(同上, 181ページ)

なお、この論点は、問題点の4つめとして、「1968年の財政硬直化打開, 1980年からの財政再建政策, 1997年からの財政構造改革等、財政危機打開のための方策が、何度か実施されたが、また、内需拡大や対外摩擦解消とも関連して、総合経済対策が集中的に実施されたことが、1970年代後半, 80年代後半, 90年代前半等と何度かあったが、それらの共通点と相違点, 相互関連を、発展段階的の視点をもって明らかにすることは、残念ながら、行われていない」(同上, 181ページ)という指摘とも関連する。

8) 「国の予算の解説を中心とした『図説』であるためか、財政の歩みは、国家財政の動きが中心となっているが、国家財政自体が地方財政と密接な関連を持っていることは、『図説』も説くところであるので、国と地方の財政関係の視点からのアプローチがもっと積極的に取り入れられてしかるべきであったらう。そうすれば、国民生活・福祉・教育問題や地域経済問題が視野に入ったであらうし、住民要求等の意志決定への国民参加問題や情報公開問題も取り上げることになって、より包括的に財政現象を捉えることが可能となったであらうと考える。」(同上, 181ページ)

9) ただし、この指摘については、内容が把握しづらい。坂野氏は、「そのこと[1970年代半ばの変化を重視した時期区分を行うこと……梅原]は財政現象をどうつかまえるのかという財政本質論にも関連する。ここでは詳論する余裕がないので、財政民主主義の重要性を指摘するだけにとどめる。この点は、憲法・財政法の規定の解釈・運用、財政情報の公開や国民の財政当局に対する信頼性の問題、さらには財政運営・税制改革・財政再建等についての国民的合意の形成の可能性につながる問題であり、ある意味では、最も重要な問題である。しかも、この視点は、「財政の歩み」を論ずる際の方法論のみにとどまらず、『図説』全体の視角の問題点としても指摘しうるのであろう。この視点を大蔵官僚に求めることは、無理な注文であらうか。最初の『図説』には次の文言が見える」と述べられて(同上, 180ページ), 1955年度版における「国民のための財政」の文章を引用されている(本稿第1章4で引用しているので参照されたい)。そして続けて、「この指摘が、その後の

本稿の課題は、坂野論文の問題意識と視点、その成果を受け継ぎ、その後の発行分を含めることはもちろん、時期区分論を軸心としながら、財政理論や制度、政策各論などにも対象を拡げつつ、1955年以降における日本の財政運営と大蔵省・財務省の政策思想の展開過程を整理・検討することを通じて、「我が国財政の発展を段階区分し、我が国財政の現段階の特徴を確認し、財政運営の課題を明確すること」である。その際、筆者の文献収集癖を発揮して、ところどころで書誌学的な整理も交える予定である。連載が長期に及ぶことをご了承願いたい。

なお、年・年度の表記については、『図説』や予算などでは元号を用いているが、本稿では対象となる60年間の表示に一貫性を持たせるため、西暦で統一する（昭和31年度版→1956年度版、平成25年度版→2013年度版、など）。

2. 財政に関わる「図説もの」について

『図説 日本の財政』以外の財政に関わる「図説もの」について、補足しておこう（表2）。

（1）『図説 財政投融资』

東洋経済新報社の刊行による「図説もの」には、『図説 日本の財政』以外に『図説 財政投融资』と『図説 地方財政』があった。

『図説 財政投融资』は、大蔵省理財局資金第一課長・同資金第二課長・同地方資金課長が編著者となり、1982年から1992年までの11年間、毎年出版されていた（表2-（1）参照）。同書は、「財政、金融面で重要な役割を果たしている「財政投融资」について、できるだけ多くの関心のある方に理解を得」ることを目的としたもので、「『図説 日本の財政』（東洋経済新報社）の姉妹編」と位置づけられている¹⁰⁾。

ただ、『図説 財政投融资』の刊行はそういう一般的な理由によるものではない。創刊

『図説』の説明に十分生かされなかったことは残念なことである。この視点が分析視角として明確に設定されれば、時期区分の在り方も、そして現時点における財政課題も違った形で述べられることになったことであろう。／また、これらの点は、意志決定の国民的・国内的なルール・形式の問題にとどまらず、財政政策の国民主権的決定方式とアメリカ等からの外圧による政策変更と関連して、今日の財政運営における国家主権・国民主権と国際協調との形式的・内容的在り方の問題として、無視し得ない論点である。」（同上、181ページ）

「指摘するにとどめる」と書かれているので無いものねだりになるかもしれないが、1970年代半ばの変化を重視した時期区分を行うことと「財政民主主義の重要性」とがどのように関連するのか、具体的に『図説』のどこを指しているのか、などはこの文章だけではつかみにくい。

また、文言通りの意味での「国民のための財政」という視点から財政運営の展開過程を整理することは重要であり、必要であるのはその通りであるが、1955年度版が言うところの「国民のための財政」については、文言通りの意味合いとは別のところに真意があると本稿では理解している（第1章4を参照されたい）。政治家や政府高官の文章は時代の文脈の中で理解されなければならない。

10) 安原正・柴田章平・谷口米生編『図説 財政投融资（昭和57年度版）』東洋経済新報社、1982年、「はしがき」ii ページ。

表2 財政に関わる「図説もの」の出版状況（『図説 日本の財政』を除く）

(1) 『図説 財政投融资』（東洋経済新報社）

年度版	タイトル	編者	発行日	判型	ページ数
1982	図説 財政投融资(昭和57年度版)	安原正／柴田章平／谷口米生	1982年7月9日	B 6判	xxi+334
1983	図説 財政投融资(昭和58年度版)	公文宏／岡本吉司／谷口米生	1983年6月9日	同上	xviii+320
1984	図説 財政投融资(昭和59年度版)	水谷文彦／谷口米生／竹内透	1984年6月28日	同上	xviii+271
1985	図説 財政投融资(昭和60年度版)	寺村信行／竹内透／高橋厚男	1985年6月13日	同上	xvii+288
1986	図説 財政投融资(昭和61年度版)	石坂匡身／吉本修二／中島勝巳	1986年7月10日	同上	x+266
1987	図説 財政投融资(昭和63年度版)	米澤潤一／野口卓夫／窪田勝弘	1987年7月16日	同上	x+276
1988	図説 財政投融资(平成元年度版)	竹内克伸／榊原英資／窪田勝弘	1988年7月28日	同上	x+273
1989	図説 財政投融资(平成2年度版)	佐藤謙／藤村英樹／川又新一郎	1989年8月3日	同上	xii+274
1990	図説 財政投融资(平成3年度版)	同上	1990年8月9日	同上	xi+274
1991	図説 財政投融资(平成4年度版)	花野昭男／戸恒東人／森田好則	1991年7月25日	同上	xi+293
1992	図説 財政投融资(平成5年度版)	斎藤徹郎／白石博之／森田好則	1992年8月6日	同上	xi+261

(注1) 編著者は、大蔵省理財局資金第一課長／資金第二課長／地方資金課長の順である。

(注2) ページ数は、「はしがき・目次・凡例＋本文・資料」。

(2) 『図説 地方財政』（東洋経済新報社）

年度版	タイトル	編者	発行日	判型	ページ数
1996	図説 地方財政(平成8年度版)	嶋津昭	1996年10月10日	B 6判	xiii+278
1997	図説 地方財政(平成9年度版)	同上	1997年12月11日	同上	xiv+286
1998	図説 地方財政(平成10年度版)	同上	1998年9月17日	同上	xv+344

(注1) 編者の嶋津昭氏は、1996年度版、97年度版では自治省大臣官房総務審議官、98年度版では同官房長。

(注2) ページ数は、「はしがき・目次＋本文」。

(3) 『図説 地方財政』（旧）（財経詳報社）

年度版	タイトル	編者	発行日	判型	ページ数
1975	図説 地方財政	関根則之	1975年	B 6判	213
1977	図説 地方財政(昭和52年度版)	土田栄作	1977年6月	同上	215
1979	図説 地方財政(昭和54年度版)	同上	1979年6月	同上	215
1983	図説 地方財政(昭和58年度版)	亀田博	1983年6月	同上	218

(出所) 国立国会図書館のホームページでの検索結果。

表2 (つづき) 財政に関わる「図説もの」の出版状況(『図説 日本の財政』を除く)

(4)『図説 地方財政データブック』(学陽書房)

年度版	タイトル	編者	発行日	判型	ページ数
2005	図説 地方財政データブック(平成17年度版)	出井信夫/参議院総務委員会調査室	2005年8月1日	A 5判	xv+365
2006	図説 地方財政データブック(平成18年度版)	同上	2006年8月25日	同上	xviii+363
2007	図説 地方財政データブック(平成19年度版)	同上	2007年9月20日	同上	xix+367
2008	図説 地方財政データブック(平成20年度版)	同上	2008年9月25日	同上	xviii+353

(注1) 編者の出井信夫氏は、2005年度版と2006年度版では新潟産業大学教授、2007年度版と2008年度版では東北公益文科大学教授。

(注2) ページ数は、「特色・刊行にあたって・目次・データ目次・凡例+本文」。

(5)『図説 経済財政データブック』(学陽書房)

年度版	タイトル	編者	発行日	判型	ページ数
2007	図説 経済財政データブック(平成19年度版)	中里透/参議院予算委員会調査室	2007年9月15日	A 5判	xxi+357
2008	図説 経済財政データブック(平成20年度版)	同上	2008年9月25日	同上	xx+369

(注1) 編者の中里透氏は上智大学准教授。

(注2) ページ数は、「刊行にあたって・目次・データ目次・凡例+本文」。

(6)『図表解説 財政データブック』(大蔵財務協会)

年度版	タイトル	監修者/編者	発行日	判型	ページ数
1984	図表解説 これからの財政と国債発行	館龍一郎監修/ 財政政策研究会編	1984年6月8日	A 5判	12+218
1988	昭和63年度版 図表解説 これからの財政と国債発行——これからの財政と国債発行——	同上	1988年6月27日	同上	17+273
1991	平成3年度版 図表解説 これからの財政と国債発行——21世紀への展望——	同上	1991年6月28日	同上	20+373
1992	平成4年度版 図表解説 財政データブック——これからの財政と国債発行——	同上	1992年6月30日	同上	20+393
1993	平成5年度版 図表解説 財政データブック——これからの財政と国債発行——	同上	1993年6月28日	同上	20+392
1994	平成6年度版 図表解説 財政データブック——財政の現状と展望——	同上	1994年8月1日	同上	21+419
1995	平成7年度版 図表解説 財政データブック——財政の現状と展望——	同上	1995年7月10日	同上	21+396
1996	平成8年度版 図表解説 財政データブック——財政の現状と展望——	同上	1996年12月26日	同上	20+385
1997	平成9年度版 図表解説 財政データブック——財政の現状と展望——	同上	1997年12月5日	同上	18+399
1998	平成10年度版 図表解説 財政データブック——財政の現状と展望——	同上	1998年9月1日	同上	16+430
1999	平成11年度版 図表解説 財政データブック——財政の現状と展望——	同上	1999年6月1日	同上	16+422
2000	平成12年度版 図表解説 財政データブック——財政の現状と展望——	同上	2000年7月21日	同上	18+436
2001	平成13年度版 図表解説 財政データブック——財政の現状と展望——	大蔵財務協会	2001年8月1日	同上	8+424

(注1) 監修者の館龍一郎氏は東京大学名誉教授。

(注2) 編者の財政政策研究会は、大蔵省主計局調査課、同主計企画官、主税局調査課、理財局国債課、大臣官房企画官、国税局長官官房総務課のメンバーで構成。

(注3) ページ数は、「序文・はしがき・目次+本文」。

表 2（つづき） 財政に関わる「図説もの」の出版状況（『図説 日本の財政』を除く）

(7) 『図説 日本の税制』（財経詳報社）

年度版	タイトル	編著者	発行日	判型	ページ数
1990	図説 日本の税制(平成2年度版)	増原義剛	1990年12月10日	B 6 判	2+7+264
1991	図説 日本の税制(平成3年度版)	同上	1991年6月20日	同上	2+7+316
1992	図説 日本の税制(平成4年度版)	大武健一郎	2002年6月20日	同上	2+8+328
1993	図説 日本の税制(平成5年度版)	藤原隆	2003年6月20日	同上	2+8+336
1994	図説 日本の税制(平成6年度版)	森信茂樹	2004年6月30日	同上	2+8+336
1995	図説 日本の税制(平成7年度版)	同上	1995年6月30日	同上	2+8+346
1996	図説 日本の税制(平成8年度版)	西原政雄	1996年6月30日	同上	2+8+350
1997	図説 日本の税制(平成9年度版)	鈴木勝康	1997年7月10日	同上	2+8+354
1998	図説 日本の税制(平成10年度版)	同上	1998年6月10日	同上	2+8+366
1999	図説 日本の税制(平成11年度版)	田中一穂	1999年6月28日	同上	2+8+366
2000	図説 日本の税制(平成12年度版)	池田篤彦	2000年7月7日	同上	2+8+350
2001	図説 日本の税制(平成13年度版)	同上	2001年7月23日	同上	2+8+350
2002	図説 日本の税制(平成14年度版)	稲垣光隆	2002年7月24日	同上	2+8+348
2003	図説 日本の税制(平成15年度版)	永長正士	2003年7月26日	同上	2+8+354
2004	図説 日本の税制(平成16年度版)	佐藤真一	2004年7月22日	同上	2+iv+354
2005	図説 日本の税制(平成17年度版)	羽深成樹	2005年7月23日	同上	x+350
2006	図説 日本の税制(平成18年度版)	宮内豊	2006年7月13日	同上	x+354
2007	図説 日本の税制(平成19年度版)	星野次彦	2007年7月31日	同上	x+358
2008	図説 日本の税制(平成20年度版)	川上尚貴	2008年9月18日	同上	x+348
2009	図説 日本の税制(平成21年度版)	新川浩嗣	2009年8月31日	同上	x+350
2010	図説 日本の税制(平成22年度版)	諏訪園健司	2010年8月17日	同上	x+351
2011	図説 日本の税制(平成23年度版)	同上	2011年9月16日	同上	x+357
2012	図説 日本の税制(平成24年度版)	中村稔	2012年9月3日	同上	x+363
2013	図説 日本の税制(平成25年度版)	宇波弘貴	2013年7月25日	同上	x+363

(注1) 編著者は、1996年度版まで大蔵省主税局調査課長、1997年度から肩書きが外される。

(注2) ページ数は、2004年度版まで「はしがき+目次+本文」, 2005年度版以降は「はしがき・目次+本文・索引」。

前後の財政投融资（以下「財投」と略）をめぐる状況をみれば、巨額の使い残しの発生、民間金融機関との競合激化、財投対象機関の赤字の発生と一般会計からの繰入の急増、郵貯会計の赤字などを生じて、高度成長型財投システムが行き詰まりをみせていた¹¹⁾。1979年には「財投解体」論が登場し¹²⁾、1980年前後には高金利下での資金の郵便貯金（以下「郵貯」と略）シフトが起こったため、郵貯による「民業圧迫」批判（いわゆる郵貯論争）が高まり¹³⁾、さらに1981年には臨時行政調査会（会長・土光敏夫経済団体連合会名誉会長、以下「臨調」と略）が発足して、財投も行政改革の渦中に放り込まれるなど、財投改革が必至の状況にあった。

とくに臨調は第3次答申（1982年7月）で3公社（日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社）の民営化・合理化を提言し（国鉄と電電公社は財投対象機関であった¹⁴⁾、第5次答申（1983年）では「財政投融资改革」を掲げた。そこでは、財投の必要性が相対的に後退したという状況認識にもとづいて、財政資金の運用を重点化し、「民間の補完・誘導に徹すべき」として、財投縮小の方向を提示した¹⁵⁾。

こうした状況下で発行を開始された『図説 財政投融资』は、担当官庁として財投の必要性や正当性を主張する狙いを持つものであったと解するのが順当であろう。

構成をみると、1982年度版と1983年度版では、第1部「財政投融资とは何か」で財政投融资（以下「財投」と略）の仕組みや性格、機能、規模、第2部「昭和57年度（→昭和58年度）財政投融资計画」で当該年度の財政投融资計画の特色や用途各分野（住宅、中小企業、産業・エネルギー、道路、運輸・通信、国民生活、農林漁業、都市整備・地方開発、貿易・経済協力、地方財政、還元融資）、第3部「財政投融资の制度」で財投の仕組み、原資、運用状況、その他の動き（資金運用部資金の短期運用・金利など）、第4部「財政投融资の変遷」で明治以来の財投の歴史について解説している。このほか1983年度版では、特集1「臨時行政調査会答申と財政投融资」、特集2「財政投融资30年のあゆみ」も載せていた。

1984年度版では、第1部と第2部が入れ替えられて、第1部「昭和59年度財政投融资計画」、第2部「財政投融资とは何か」、第3部「財政投融资の制度」、第4部「財政投融资の変遷」となった。

-
- 11) 梅原英治「高度成長型財政投融资とその再編成」加藤睦夫・坂野光俊編『現代日本財政論』ミネルヴァ書房、1988年所収、204～205ページ。
 - 12) 野口悠紀雄「財政投融资計画解体のすすめ——市場メカニズムによる行政整理を——」『エコノミスト』1979年12月11日号、同『財政危機の構造』東洋経済新報社、1980年、第2章2「財政投融资解体論」。
 - 13) 山下邦男編『解説 郵貯・銀行問題——銀行の言い分、郵貯の主張——』東洋経済新報社、1981年、など。
 - 14) 臨時行政調査会事務局監修『臨調基本提言——臨時行政調査会第3次答申——』行政管理研究センター、1982年、94ページ以下。
 - 15) 臨時行政調査会事務局監修『臨調最終提言——臨時行政調査会第4次・第5次答申——』行政管理研究センター、1983年、204～208ページ。

1985～89年度版では、「財政投融资の制度」が「財政投融资とは何か」に合体されて、第1部「昭和60年度（→昭和61～平成元年度）財政投融资」、第2部「財政投融资とは何か」、第3部「財政投融资の変遷」の3部構成となった。第1部については、1985年度版で「産業・エネルギー」が「産業・技術」に変更され、最後に「国債引受け」が加えられたが、1986年度版では「国債引受け」の項が削除されるとともに、住宅、国民生活、中小企業、農林漁業、道路、運輸・通信、都市整備・地方開発、産業・技術、貿易・経済協力、地方財政、還元融資の順に配置換えされた。1987～89年度版では、貿易・経済協力と地方財政のあいだに資金運用の項が追加された。

1990～92年度版では、それまでの第2部の冒頭にあった財投の仕組みを最初に回して第1部として独立させたため、第1部「財政投融资とは何か」、第2部「平成2年度（→同3～4年度）財政投融资」、第3部「財政投融资の原資と運用」、第4部「財政投融资の変遷」という4部構成になった。言い換えれば、創刊当時の構成に戻ったわけである。なお、1992年度版では第2部の分野別解説から還元融資の項が削除された。

財投は、財政の中でも税制や地方財政以上に専門性の強い分野であるのに、解説書が少なかったのも、同書のように網羅的かつコンパクトにまとめた文献は貴重なものだった。

（2）『図説 地方財政』（新・旧）

『図説 地方財政』は、いずれも嶋津昭氏（自治省大臣官房総務審議官、のち官房長）の編集によって、1996年から1998年までの3年間発行された（表2-（2）参照）。

本書は、「とにかく複雑でわかりにくいといわれている地方財政の仕組みやその実態について、図表をまじえながら簡明・平易に説明するとともに、地方分権など地方財政を取り巻く今日的な課題についてもわかりやすく解説することを狙いとしたもの」である¹⁶⁾。

創刊当時、1995年に地方分権推進法が成立し、地方分権推進委員会が発足して、1996年12月に第1次勧告が提出されたところである。また、1994年度の抜本税制改革において、1997年度の消費税の増税に合わせ、消費譲与税を廃止し地方消費税を創設することが盛り込まれたが、増税実施の最終判断は1996年9月末を期限として行うこととされた¹⁷⁾。したがって、『図説 地方財政』の創刊は、地方分権改革の推進、とりわけ「地方税財源の充実確保」の訴えと地方消費税創設に対する理解を狙ったものといえる。

構成をみると、第1部「地方公共団体とは」で地方公共団体の種類と組織、事務、地方分権の推進、市町村合併、地方行革、地方財政の機能と特色について解説し、第2部「地

16) 嶋津昭編『図説 地方財政（平成8年度版）』東洋経済新報社、1996年、「はしがき」ii ページ。

17) 「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律」の附則に「検討条項」を設け、①社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、②行財政改革の推進状況、③租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、④財政状況等の4つの「勘案項目」について検討し、消費税率を変更する必要がある改正法案を国会に提出するものとされた。橋本龍太郎内閣は1996年6月25日、「すでに法律に規定されている5%を変更せずに平成9年4月1日から施行することを確認する」旨の閣議決定を行った（森信茂樹『日本の消費税』納税協会連合会、2000年、第4章、参照）。

方財政の仕組み」で地方財政制度と財政運営について説明し、第3部「地方財政の現状」で各年度の地方財政対策・地方財政計画と決算の状況、地方財政の動向や課題について述べ、第4部「地方財政の歩み」で明治以来の日本の地方財政の歴史を概説している（以上第4部までは各年度共通）。1998年度版では、第5部「欧米の地方財政」が追加され、アメリカ・イギリス・フランスの地方財政が紹介された。

なお、『図説 地方財政』については、それ以前に同名の本が財経詳報社から1975年、77年、79年、83年の4回刊行されたことがある（表2-（3）参照）。文献収集癖のある私ではあるが、残念ながら、この旧版の『図説 地方財政』については購入していない。

（3）『図説 地方財政データブック』

『図説 地方財政』とよく似たタイトルのものに『図説 地方財政データブック』がある。これは出井信夫氏（2005～06年度版では新潟産業大学教授、2007～08年度版では東北公益文科大学教授）と参議院総務委員会調査室の共同編集によるもので、2005年から2008年までの4年間、学陽書房から出版された（表2-（4）参照）。ただ、担当官庁による編集ではないので、『図説 地方財政』などとは性格を異にするものである。

本書は、「地方をめぐる環境変化を踏まえ、国と地方の財政関係に焦点を当てつつ、地方分権とガバナンス改革、「三位一体の改革」、地方財政の役割とその仕組み、地方財政をめぐる議論、地方財政の歩みなどの要点を、図表等のデータを中心として、簡素・平易に説明することを目標」としたものである¹⁸⁾。地方分権改革やガバナンス改革（ニュー・パブリック・マネジメントの様々な手法など）、三位一体の改革、地方制度改革、地方財政改革など「改革」の動きに重点が置いていたのが特徴で、1項目につき見開き2ページで解説するというスタイルをとっており、データはよく渉猟されていた。

構成をみると、2005～07年度版では、第1編「地方分権の推進とガバナンス改革」で地方分権の推進、パブリック・セクター、多様な公民連携、地方公共団体の経営手法、第2部「地方財政制度改革と地方公共団体」で三位一体の改革、国と地方の財政関係、地方財政制度、地方税、地方交付税、地方債、国庫補助負担金、財政赤字と財政再建について解説したものである（三位一体の改革は2006年度版と2007年度版では第1編に回された）。

2008年度版では、「編」がなくされ、ガバナンス改革や三位一体の改革などの部分が圧縮されて、第1章「地方分権の推進」、第2章「国と地方の財政関係」、第3章「地方財政制度」、第4章「地方税」、第5章「地方交付税」、第6章「地方債」、第7章「国庫補助負担金」、第8章「財政赤字と財政再建」、第9章「三位一体の改革」、第10章「分権型社会における自治体経営」の10章建てに変更された。

18) 出井信夫・参議院総務委員会調査室編『図説 地方財政データブック（平成17年度版）』学陽書房、2005年、「はしがき」iiiページ。

（４）『図説 経済財政データブック』

学陽書房からは『図説 経済財政データブック』が中里透氏（上智大学准教授）と参議院予算委員会調査室の共同編集により、2007年と2008年の2年間発行されたことがある（表2－（５）参照）。これも担当官庁による編集ではないので、『図説 日本の財政』などとは性格を異にする。

本書は、「国の財政制度全般を対象とし、日本経済の全体像を俯瞰しつつ、経済財政運営の現状と課題について最新のデータをもとに解説」したもので、『図説 地方財政データブック』の「姉妹編的性格をもつ」ものとされている¹⁹⁾。

構成をみると、第1編「日本経済」で日本経済の動向（第1章）、経済政策と現下の政策課題（第2章）、グローバル化・ボーダレス化する経済（第3章）、経済を読み解く指標（第4章）、第2編「財政」で財政事情と財政政策（第5章）、予算制度（第6章）、税制（第7章）、国債・資産債務改革（第8章）、社会保障（第9章）、社会資本整備（第10章）という2編10章建てで、盛りだくさんの内容（80項目）をぎっしり詰め込んでいた。1項目につき2～6ページで解説するというスタイルをとっており、図表がよく集められていた。

（５）『図表解説 財政データブック』

いくぶん続いたものに、『図表解説 財政データブック』がある。これは館龍一郎氏（東京大学名誉教授）を監修者とし、財政政策研究会（最終の2001年度版は出版社である大蔵財務協会）による編集で、大蔵財務協会から1984年、1988年、そして1991年から2001年までは毎年刊行された（表2－（６）参照）。編者の財政政策研究会は、大蔵省主計局調査課、主計企画官、主税局調査課、理財局国債課、大臣官房企画官、国税庁長官官房総務課の職員をメンバーとしたものである²⁰⁾。

本書の特色は、①「中期的視点に立った問題意識を基本に置き、一般会計歳出、税、国債に関する基礎的諸資料のほか、今後の中期的な政策を考えるうえで重要な社会保障関係、地方財政関係の資料等を幅広く集録している」こと、②「財政制度審議会をはじめ、今後の財政運営のあり方に関する審議会等の基本的な答申・報告およびこれらに関連する参考資料をすべて集録している」こと、③「国際比較を豊富に盛り込み、また諸外国の財政運営状況をまとめた資料を集録している」こと、④「できるだけわかり易いように、図表中心に編集を行い、また必要な箇所には簡潔な説明を織り込んでいる」ことであり、財政状況や国債に関して「幅広く網羅的に基本的諸資料」を集録したこと²¹⁾、とりわけ「従来このような形で出版されることの無かった審議会報告等を幅広く集め」ていた²²⁾。

19) 中里透・参議院予算委員会調査室編『図説 経済財政データブック（平成19年度版）』学陽書房、2007年、「刊行にあたって」iiiページ。

20) 館龍一郎監修、財政政策研究会編『図表解説 これからの財政と国債発行』大蔵財務協会、1984年、「財政政策研究会メンバー」参照。

21) 同上、「はしがき」。

わが国財政は、『新経済社会7カ年計画』（1979年8月閣議決定）で1984年度を「特例公債依存からの脱却」の目標年次とし（戦後の経済計画において初めて「財政の再建」を政策目標として掲げた）²³⁾、予算の概算要求枠（いわゆるシーリング）を縮減するため「ゼロシーリング」（1981年度予算）、「マイナスシーリング」（1982年度予算で5%マイナス、83年度予算で10%マイナス）を導入するとともに、前述の臨調を1981年に設置して「行政改革」を進め、国民向けには「財政再建キャンペーン」を開始した（『財政再建を考える』や『歳出百科』²⁴⁾などのパンフレットや本の発行など）。

しかし、1981年に入ると世界経済（とりわけアメリカ経済）の後退などによって税収が落ち込み（1981年度2兆8795億円、1982年度6兆1460億円の税収不足の発生）、財政再建目標の達成が困難となり、1982年9月には「財政非常事態」が表明され、人事院勧告も実施が見送られた²⁵⁾。1983年8月には『1980年代経済社会の展望と指針』が閣議決定され、1990年度を「特例公債依存体質からの脱却」の新たな目標年次とした（「財政の改革」が政策目標の2番目に引き上げられた）²⁶⁾。本書はこうした状況のなかで、「財政再建キャンペーン」の一環として発行されたものであり、その意図は財政状況の厳しさを訴え、財政再建の取り組みへの理解・協力を求めることにある。本書が財政状況や国債に関して「幅広く網羅的に基本的諸資料」を集録しているのもそのためである²⁷⁾。

本書の特徴は、タイトルが何度も変更されたことである。最初の1984年度版は『図表解説 これからの財政と国債発行』というタイトルで発行されたが、2冊目の1988年度版では主題が副題にされて『図表解説 21世紀への展望——これからの財政と国債発行——』となった。3冊目の1991年度版では、主題と副題が入れ替えられて『図表解説 これからの財政と国債発行——21世紀への展望——』となり、1992年度版と1993年度版では、主題がふたたび副題にされて『図表解説 財政データブック——これからの財政と国債発行——』となった。そして1994年度版では副題が変更されて『図表解説 財政データブック——財政の現状と展望——』となり、それが最終の2001年度版まで続いた。

22) 同上、序文。

23) 正確には「財政の再建と金融の新しい対応」で、政策目標の5番目に置かれた（経済企画庁編『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局、1979年）。なお、坂野光俊「現代日本の財政政策と財政危機」大藪輝雄・奥地正・甲賀光秀編『現代日本の資本主義（講座・現代日本社会の構造変化 第3巻）』有斐閣、1985年所収、114ページ、梅原英治「「財政再建」路線と税制改革」基礎経済科学研究所編『人間発達の民主主義（講座・構造転換 第3巻）』青木書店、1987年所収、132ページ、参照。

24) 大蔵省主計局『歳出百科』1980年7月。この本については、加藤睦夫「歳出百科——逆立ちした財政見直しの論理」（『経済』1980年9月号）が詳しく論評している。

25) 日高壮平「昭和58年度予算の背景と特色」『財政金融統計月報』第372号、1983年4月、1ページ。

26) 正確には「行政の改革と財政の改革、金融の対応」で、政策目標の2番目に置かれた（経済企画庁編『1980年代経済社会の展望と指針』大蔵省印刷局、1983年）。坂野光俊「現代日本の財政政策と財政危機」前掲、梅原英治「「財政再建」路線と税制改革」前掲、参照。

27) 館龍一郎監修、財政政策研究会編『図表解説 これからの財政と国債発行』大蔵財務協会、1984年、同上、「はしがき」。

構成をみると、1984年度版では、第1章「財政運営の基本的考え方と中期試算」、第2章「特例公債の借換え問題」、第3章「財政事情等の推移と現状」、第4章「財政事情等の国際比較」となっていて、各章の内容はタイトル通りのもので、第3章は予算規模・公債依存度の推移、定員・補助金関係、社会保障関係、地方財政関係、税関係、国際関係の資料が整理されていた。1988年度版では、特例公債の借り換え問題がなくなり、答申類が1つの章に整理されて、第1章「財政運営の基本的考え方と中期試算」、第2章「財政事情等の推移と現状」、第3章「財政事情等の国際比較」、第4章「中期的な財政運営のあり方についての答申等」となった。

1991～93年度版では、第1章の「中期試算」が「中期展望」に変更され、第2章に各年度の予算とその背景が新たに追加されたことにより、第1章「財政運営の基本的考え方と中期展望」、第2章「平成3年度予算とその背景」、第3章「財政事情等の推移と現状」、第4章「財政事情等の国際比較」、第5章「中期的な財政運営のあり方についての答申等」に変わった。

1994年度版では、第1章と第2章が入れ替えられ、この形で最後の2001年度版まで続く。すなわち、第1章「平成6年度予算の背景と特色」、第2章「財政運営の基本的考え方と展望」（2001年度版では「我が国の財政運営と今後の展望」）、第3章「財政事情等の推移と現状」（2001年度版では「歳出・歳入等の概要」）、第4章「財政事情等の国際比較」、第5章「経済・財政・税制についての答申等」（1997年度版以降「税制」を削除）で構成されていた。

本書の表題は「図表解説」であるが、図表や資料を載せただけで、解説文はなく（図表による解説という意味なのであろう）、その名の通り“データブック”である。財政制度審議会などで使われた資料の出版（再利用）といえるかもしれない。もっとも、インターネットが発達していなかった頃は、審議会答申や資料を入手するのは面倒な作業であったので、その点では便利な本であった。

（6）『図説 日本の税制』

以上の5タイトル（『図説 地方財政』を新旧にわければ6タイトル）については、出版事情が厳しい（専門的すぎて、市場が狭く、採算が取れない）ためか、いずれも長くは続かず、最長で18年（13冊）、最短で2年（2冊）で出版が終わってしまった。その中で、財経詳報社から『図説 日本の税制』が1990年度版から刊行されるようになり、現在も続いている（表2-（7）参照）。これは大蔵省（財務省）主税局調査課長の編集によるものである²⁸⁾。

28) なお、創刊以来「はしがき」において編者名に付けられていた「大蔵省主税局調査課長」の肩書きが、1997年度版から外され、「本書は、大蔵省主税局調査課に勤務する諸氏が休日などを使って任意に執筆したものです」という一文に代えられた後（鈴木勝康編『図説 日本の税制（平成9年度版）』財経詳報社、1997年、「はしがき」2ページ）、2000年度版からはその一文もなくされ、現在に至っている。したがって、『図説 日本の財政』と同様、正確には「財務省主税局調査課長編」

創刊の前年（1989年）に消費税が導入される際、税制のあり方が政治上の最大の争点となったが、『図説 日本の税制』は税制（とりわけ消費税）に対する国民の理解を促すために発刊されるようになったと推測される。

本書は、「税制を理解するにはやはりその体系や役割を全体的に把握することが必要となります。個々の税制についての議論も、そのような租税制度全体の枠組みの中で行われなければならないでしょう」²⁹⁾という問題意識の下に、「わが国の国税・地方税の制度について各税目ごとにその概要を解説し、また、税制と国民経済の関係やわが国の租税制度の変遷などにも触れておくとともに、土地税制や国際租税制度といった最近特に話題になることが多い分野についても整理を試み」、「多くの資料を用いながら国際比較に相当の紙数をさいて」、「できるだけ分かりやすく、また、各種の参考図やグラフなども織りまぜて作成したもの」である³⁰⁾。

編別構成をみると、増減はあるものに、創刊以来、ほとんど変化していない。この点が『図説 日本の財政』と大きく違うところである。

1990年度版では、第1編「税制と国民経済」で租税の意義・役割、財政収入の中での位置、租税負担率、租税体系と租税原則、転嫁・帰着・租税弾性値、国と地方の役割・収入・歳出、第2編「わが国の租税制度の変遷」で明治以来の歩みと今後の課題、第3編「わが国の税制の現状（国税）」で所得税・法人税・消費税・その他、第4編「わが国の税制の現状（地方税）」で住民税・事業税・土地に係る地方税・その他、第5編「土地税制」で土地に係る譲渡・保有・取得時の課税、第6編「国際課税制度」で国際課税の諸制度、第7編「租税制度の国際比較」で主要国の租税負担率・所得税・法人税・相続税・付加価値税・酒税・たばこ税・石油関係諸税・土地税制・国際二重課税排除措置、第8編「税制担当部局」で税制改正のメカニズム・主税局・国税庁の機構と役割などが解説され、第9編「資料編」国税収入・地方税収・租税収入の構成比・租税負担率などの推移が載せられている。

1991～94年度版では、第6編の「国際課税制度」が「国際租税制度」にタイトル変更されるとともに、「平成3年度税制改正」が第9編として加えられ、「資料編」が第10編となった。以降2007年度版まで10編構成が続く。1995～99年度版では、第9編が「税制改革（平成6年11月）等」に変更されたが、2000～17年度版では「各年度税制改正」に戻された。

2009年度版から、第1編の表題が「税制の概要」、第2編の表題が「わが国の租税制度の変遷と今後の課題」に変更されるとともに、「土地税制」の内容を第3編に移して編建を解消したことにより、第5編「国際租税制度」、第6編「租税制度の国際比較」、第7編「税制担当部局」、第8編「各年度税制改正」、第9編「資料編」という9編構成になって今日に至っている。

『図説 日本の財政』とは違って、1項目を見開き2ページで解説する形をとっており、

ではなくなっている。

29) 増原義剛編『図説 日本の税制（平成3年度版）』財経詳報社、1990年、「はしがき」1ページ。

30) 同上、2ページ。

租税制度の体系を概観するには便利な本である。

（７）税財政・地方財政改革と「図説もの」の刊行

以上のようにみると、財政に関わる「図説もの」、とくに大蔵省・財務省や自治省・総務省の関係者による刊行物は、財政投融资や地方財政、税制をめぐる政策の大きな変化（いわゆる改革問題）が起きているときに開始されていることが分かる。

『図説 財政投融资』は財投改革、『図説 地方財政』は地方分権改革、『図説 日本の税制』は抜本税制改革、『図表解説 財政データブック』は「財政再建キャンペーン」といずれも連動したものである。それは、担当官庁として、一方では財投や地方財政や税制の存在意義を示して担当官庁としての権限を守り、主張を訴え、他方ではそれらの改革について国民の理解と協力を求めるためである。

それは『図説 日本の財政』についても同様であって、その出版の意図や背景については第１章で詳述することにしたい。

３．『図説 日本の財政』と『経済財政白書』

（１）「白書」のない財務省

以上のように、財政に関わる「図説もの」は、出版されては消えて、長続きしていない。

表３ 各府省における「白書」の発行状況

府省庁等	白 書
人事院	公務員白書
内閣府	経済財政白書，原子力白書，防災白書，子ども・若者白書，食育白書，少子化社会対策白書，高齢社会白書，障害者白書，交通安全白書，犯罪被害者白書，自殺対策白書，男女共同参画白書
公正取引委員会	独占禁止白書
警察庁	警察白書
消費者庁	消費者白書
総務省	地方財政白書，情報通信白書，消防白書，公害紛争処理白書
法務省	犯罪白書，人権教育・啓発白書，出入国管理（白書）
外務省	外交青書，政府開発援助（ODA）白書
財務省	なし
文部科学省	文部科学白書，科学技術白書，（ものづくり白書）
厚生労働省	厚生労働白書，労働経済白書，（ものづくり白書）
農林水産省	食料・農業・農村白書，森林・林業白書，水産白書
経済産業省	通商白書，製造基盤白書（ものづくり白書），中小企業白書，エネルギー白書
国土交通省	国土交通白書，土地白書，首都圏白書，観光白書
環境省	環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書
防衛省	防衛白書

（出所） 首相官邸，各府省庁，全国官報販売協同組合のホームページより作成（2013年11月5日現在）。

（注） １．刊行本のタイトルに「白書」と付けられているもののみ。

２．文部科学省と厚生労働省の『ものづくり白書』は経済産業省のそれにリンクされている。

３．環境省の『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』は2009年版から１冊に合冊されている。

現在でも出版されている『図説 日本の税制』が比較的長続きしていて24年目である。その中で『図説 日本の財政』が1955年以来、60年近くにわたって出版され続けているのは珍しいことだといえる。

これは、財政や税制に関しては「白書」が出版されていないことも影響しているのかもしれない。ちなみに、現在、府省の中で「白書」を出していないのは財務省だけである(表3)。『図説 日本の財政』や『図説 日本の税制』は「財政白書」³¹⁾や「税制白書」の代わりを務めてきたといえなくもない。

もちろん、「白書」と『図説』とでは内容も性格も異なる。「白書」は各府省の施策についての現状分析と事後報告をまとめた「年次報告書」であり、閣議了解を必要とする(1963年10月24日事務次官等会議申合せ)。これに対し『図説 日本の財政』や『図説 日本の税制』は各年度の予算や税制の解説書であって報告書ではないし、閣議了解文書でもない。

この点からいえば、『図説 地方財政』の出版が長続きしないのは、総務省が『地方財政白書』を出しているのも、その必要性が乏しいことも一因といえるかもしれない。

(2)『経済財政白書』が「財政白書」になりえない理由

財政に関する「白書」がないと書いたが、中央省庁再編を受けて、2001年度から『経済白書』(経済企画庁編集)が『経済財政白書』(内閣府編集)に衣替えされたので、財政に関する「白書」がないわけではない。

ただ、『経済財政白書』は内閣府の経済財政政策担当部門の編集によるもので、内容も日本経済の分析が主である。財政や税制という言葉が章タイトルに表れることも少なく、財政に関わる部分も個々の予算や税制の中身に立ち入ったものではない(表4)。これは内閣府および経済財政諮問会議の所掌事務に関わる。

内閣府は、「内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること」を第1の任務とし(内閣府設置法第3条第1項)、所掌事務の2つめに「財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項」を掲げている(同第4条第1項第2号)。そして、「内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関」として「経済財政諮問会議」を設置している(同第18条第1項、重要政策会議にはほかに「総合科学技術会議」、「中央防災会議」、「男女共同参画会議」の3つがある)。

経済財政諮問会議は、2001年1月の中央省庁再編において、内閣総理大臣のリーダーシップの一層の発揮を目指して、内閣機能を強化する柱の1つとして設置された組織であり、その役割は、①「内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策(中略)に関する重要事項について調査審議すること」、②「内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて国土形成計画法(中略)

31) ちなみに、『図説』1956年度版や1957年度版の帯では「目で見える“財政白書”」と謳っている。

表4 『経済財政白書』の章タイトルの推移

年度版	白書副題	章タイトル
2001	改革なくして成長なし	第1章 力強い景気回復の条件
		第2章 不良債権問題と日本経済の実力
		第3章 我が国財政の総合的把握
2002	改革なくして成長なしⅡ	第1章 景気回復力の展望
		第2章 活力回復のための税制改革に向けて
		第3章 日本経済を活性化するための課題
2003	改革なくして成長なしⅢ	第1章 景気回復への展望
		第2章 金融と企業の再構築
		第3章 高齢化・人口減少への挑戦
2004	改革なくして成長なしⅣ	第1章 改革とともに回復を続ける日本経済
		第2章 地域経済再生への展望
		第3章 グローバル化の新たな課題と構造改革
2005	改革なくして成長なしⅤ	第1章 景気回復の長期化を目指す日本経済
		第2章 官から民へ政府部門の再構築とその課題
		第3章 「人口の波」と経済構造の変化
2006	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	第1章 新たな成長を目指す日本経済とその課題
		第2章 企業行動の変化と企業からみた構造改革の評価
		第3章 家計を取り巻く環境の変化と人間力強化に向けた課題
2007	生産性上昇に向けた挑戦	第1章 長期化する景気回復とその先行き
		第2章 今後の成長に向けた生産性向上と企業行動
		第3章 労働市場の変化と家計部門への影響
2008	リスクに立ち向かう日本経済	第1章 世界経済の変動と日本経済
		第2章 企業・家計のリスク対応力
		第3章 高齢化・人口減少と財政の課題
2009	危機の克服と持続的回復への展望	第1章 急速な景気後退に陥った日本経済
		第2章 金融危機と日本経済
		第3章 雇用・社会保障と家計行動
2010	需要の創造による成長力の強化	第1章 着実に持ち直す日本経済
		第2章 景気回復における家計の役割
		第3章 豊かさを支える成長力
2011	日本経済の本質的な力を高める	第1章 大震災後の日本経済
		第2章 新たな「開国」とイノベーション
		第3章 人的資本とイノベーション
2012	日本経済の復興から発展的創造へ	第1章 回復しつつある日本経済
		第2章 東日本大震災からの復興
		第3章 グローバル化・人口減少時代の財政の在り方
2013	経済の好循環の確立に向けて	第1章 経済財政の現状と課題
		第2章 日本企業の競争力
		第3章 経済活動を支える基盤

（出所）『経済財政白書』各年度版より作成。

（注） 1. 公表に当たって、はじめに、おわりに（むすび）、付注・参考文献・長期経済統計などは省略した。
2. 網掛けは章タイトルに「財政」、「税制」が入っている箇所。

第六条第二項に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること」、③「前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること」とされている（内閣府設置法第19条）。

とくに重要なのは、内閣総理大臣の諮問に応じて「予算編成の基本方針」を「調査審議」というところである。憲法は内閣に予算提案権を定めているが、内閣の中で実際に予算を編成してきたのは財務大臣（財務省）である。

内閣府設置法の規定は、中央省庁再編まで、大蔵省主計局が事実上行ってきた「予算編成方針」の策定（形式的には閣議決定されるが）を、今後は経済財政諮問会議において内閣（総理大臣）主導の下で決定することを意味している³²⁾。

もっとも、財務省設置法第4条第1号では、財務省の所掌事務の一番目に「国の予算、決算及び会計に関する制度の企画及び立案並びに事務処理の統一に関すること」が掲げられて、従来通り、予算決算制度の企画立案権が与えられている。また、同第7条第1項第1号では、財政制度等審議会の役割として、「財務大臣の諮問に応じて、「国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項」を「調査審議すること」が定められている。

したがって、予算に関する「調査審議」は、内閣府設置法にもとづいて経済財政諮問会議と、財務省設置法にもとづいて財政制度等審議会の2つで行われることになる。

経済財政諮問会議設置以降、両設置法はひとまず、「予算編成の手順は、経済財政諮問会議が予算編成の基本方針を作成し、これを閣議決定する。この閣議決定された予算編成の基本方針に基づいて、財務省が具体的な予算編成事務を行い、閣議決定を経て、内閣として政府予算案が作成されること」として運用されている³³⁾。

もっとも、それは、「諮問会議の「調査審議」の具体的な中身やその運用についての政府見解は幅広く、会議の答申がどのように扱われるのか、どこまで実効性を有するのかが鍵の議長たる総理次第」³⁴⁾でもある。

いずれにせよ、経済財政諮問会議の仕事は予算編成の基本方針に限定され、具体的な予算編成事務は財務省が担っている。それゆえ、『経済財政白書』は経済財政運営の基本や予算編成の基本方針などに関わる内容にとどまらざるをえない。その意味で、内閣府が編集する『経済財政白書』はあくまでも「経済財政白書」であり、「財政白書」や「税制白書」にはなりえないのである。なお、『経済財政白書』は、法律によって国会への報告が義務付けられて発行される「法定白書」ではない。

（3）「白書」の役割とは何か——『経済財政白書』と『第一次経済白書』の違い——

『経済財政白書』刊行の「役割」と「意図」について、創刊の2001年度版ではどのように書かれていたであろうか。

2001年度版刊行時の第1次小泉純一郎内閣における経済財政政策担当大臣は、竹中平蔵氏であった。竹中大臣は『経済財政白書』の冒頭「平成13年度年次経済財政報告公表に当たって」の中で、次のように述べられた。

「内閣府が作成する本報告は、戦後2四半世紀にわたって経済企画庁が公表してきた年次経済報告（経済白書）を、内閣府の新しい任務にふさわしいものにするため、衣替えし

32) 田中一昭・岡田彰編『中央省庁改革——橋本行革が目指した「この国のかたち」——』日本評論社、2000年、122～124ページ。

33) 岡本全勝『省庁改革の現場から——なぜ再編は進んだか——』ぎょうせい、2001年、64ページ。

34) 田中一昭・岡田彰編『中央省庁改革——橋本行革が目指した「この国のかたち」——』前掲、127ページ。

たものであります。

21世紀最初の年である2001年1月に、省庁再編の一環として、内閣総理大臣が経済財政政策面でリーダーシップを発揮するための経済財政諮問会議が発足しました。その事務局としての役割を果たしているのが内閣府であり、内閣府で経済財政政策部門を担当し、諮問会議の運営を担うのが経済財政政策担当大臣の役割です。我が国の経済財政の現状と課題を分析する本報告は、経済財政諮問会議の審議を経済分析面でサポートする役割を持っています。特に、今回の報告は、小泉内閣が推し進める構造改革に、分析的な基礎付けを与えることを意図しております。（以下省略）³⁵⁾

このように、竹中大臣は『経済財政白書』を「経済財政諮問会議の審議を経済分析面でサポートする役割」を担うもので、その意図を「小泉内閣が推し進める構造改革に、分析的な基礎付けを与えること」と述べられたのだった。

『経済財政白書』にはそういう側面もあるだろう。ただ、それならば、内閣府や経済財政諮問会議の内部資料ですませればよい。『経済財政白書』が広く国民に向けて出版されているのは、その主要な任務が経済財政政策についての現状分析と施策に関する事後報告を行うためであり、だからこそ「年次経済財政報告」なのだ。『経済白書』から「衣替え」した『経済財政白書』の創刊号なのに、担当大臣が「白書」の意味を理解していないことを表す文章が載ってしまったのは残念なことである。それはまた、担当大臣の眼が経済財政諮問会議にばかり向いていて、国民には向いていないことを示すものでもある。

『経済財政白書』の前身『経済白書』の第1号は、1947年に発表された経済安定本部の『昭和22年経済実相報告書（附経済緊急対策）』（時事通信社、1947年7月、全28ページ）である³⁶⁾。これは日本で最初の白書でもある。同書は次のように述べている。

「病みつかれた国の経済を立てなおそうとする政府は、おのれ自身から独立した人間やものごとを相手にするのではない。対策を提案する政府も、対策の対象となる国の経済も、実はきりはなすことができないように結びあわさったものである。むしろ、もっと正確に言うならば、国の経済の主体をなす国民は対策それ自体の主人公となって、自らの選出した政府を通じ、かつそれを励ましながらか、一人一人が直接自分のこととして、対策の成功をはからねばならないのである。」³⁷⁾

「だから、政府はこの際拙速の努力により、集めうるかぎりの資料や統計をきそとして、わが国経済の現状を国民につたえ、国民といっしょに問題を考えかつ解決してゆきたいと思う。そのためには、国民の一人一人が、国の経済をあたかも自分の家の家計を考えるかのように、つかんでおく必要がある。不幸にしてわが国統計の発達は非常にたちおくりていて満足な診断書をかきあげることはむづかしい。しかしいたずらに十全の統計ができあがるのを待つよりは、与えられた制約のなかで万全を期して、実情の把握に資するほうが、

35) 内閣府編『経済財政白書（平成13年度版）』2001年、「平成13年度年次経済財政報告公表に当たって」1ページ（内閣府のホームページ <http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je01>）。

36) 経済安定本部『第一次経済白書——昭和22年度経済実相報告書——』講談社、1977年、「凡例」。

37) 同上、12ページ。

この際は大切ではなからうか。』³⁸⁾

「われわれは従来まで、ともすれば、現実を正視する勇気にかけていた。／いまは過去となった悪夢のような戦争のさ中でも、望まぬ現実には眼をおおい、望む方向には事実をまげようとする為政者の怯懦な態度は、はかり知れぬほど国民にわざわいた。／ここに述べてきたわが国経済の実状は決してなまやさしいものではない。／この報告書はやむをえぬ事情もてつだって、すべてをつくすことはできなかったが、事柄の容易ならぬものであることを、国民各位に伝えるのに不十分であったということはできないだろう。問題は、単に、人間の体にして見れば指を切ったとか足が折れたとかいう程度ではないのである。いわば、もっと生理学的な面、たとえば血液の中に毒がまわったとか、内分泌腺の機能がそこなわれたとかいう種類の問題もわれわれをなやましている。正直者が馬鹿をみたり、まじめに働くものが損をしたりする現実、とりもなおさず、経済という有機体の生理学的な故障をものがたるものである。政府はこのような事実を率直に国民とわかちあって、国をあげての再建復興のためのいしずえにしたい。』³⁹⁾

「経済が危機に立ったときには、われわれは否応なしに、ものごとをいままでになく透明かつ直接的につかむことを余儀なくされもするし、またそうしなければならない。再生産の規模がだんだん狭まってゆくような事態をぬけでて、希望に満ちた復興再編の途上にのりだす過程は、当然のことではあるが、まじめにはたらくものどうしがもっともっと直接につながりあって、自らの労働の成果を通じて生活を豊かにしてゆく過程、そしてそのためには一時的な耐乏も自らのためのものとして、自らが自らに課するところの過程でもなければならない。民主日本の門途とは、人民の、人民による、人民のための政府をつくりあげる関頭に立っていることを意味する。「人民のための政府」であるためには「人民による政府」でなければならぬ。政府は、国民各位の積極的な支援とべんたつの上にのみ、その成功をおさめうるものと確信する。』⁴⁰⁾

「集めうるかぎりの資料や統計をきそとして、わが国経済の現状を国民につたえ、国民といっしょに問題を考えかつ解決してゆきたい」——「白書」の原点はじつにここにある。執筆者は、経済安定本部総合政策副委員長（事務次官クラス）の都留重人氏である⁴¹⁾。都留氏と竹中氏の見る眼、向けられる眼差しの違いは、54年という時の隔たり以上に大きなものがある⁴²⁾。

（続く）

38) 同上、12～13ページ。下線は梅原。

39) 同上、94ページ。／（スラッシュ）は改行（梅原）。

40) 同上、95ページ。

41) 同上、「はしがき」4ページ、「解説」107～108ページ（いずれも金森久雄氏執筆）。

42) この経済白書は、経済安定本部の「緊急経済対策」（1947年6月11日付け）に「各方面からの手痛い批判が相次いだ」ことに対し、「政府として国民一般に緊急対策を理解してもらうため、根拠となる背景の現状を具体的に詳しく説明することが望ましいので、実相報告的な文書を急遽こしらえて発表」されたものである。「この白書は、国民大衆からは概して好意をもって迎えられたようだったが、右引用の最後の部分は、階級闘争を否定し、被抑圧階級に耐乏を強制するものだ」と主張する

左翼労働階級による批判的になった。また予想できないことでもなかったが、大内兵衛・有沢広巳両教授からは、白書の理論が「純然たる市場経済学、素朴な均衡論であって、目下の経済再建の問題を生産の問題として理解しておらず、流通秩序の確立なるものに重点を置きすぎている」という手きびしい批判をいただいた」（都留重人『いくつもの岐路を回顧して——都留重人自伝——』岩波書店、2001年、227～228ページ）。

経済財政担当大臣としての竹中平蔵氏については、自らが語ったものに、竹中平蔵『構造改革の真実——竹中平蔵大臣日誌——』（日本経済新聞社、2006年）、ジャーナリスト（元日本経済新聞記者）によるものに、佐々木実『市場と権力——「改革」に憑かれた経済学者の肖像——』（講談社、2013年）がある。都留氏は、竹中氏ら小泉内閣が進める市場至上主義的構造改革や郵政民営化に対して批判を展開されていた（都留重人『21世紀 日本への期待』岩波書店、2001年、同『市場には心がない——成長なくて改革をこそ——』岩波書店、2006年）。

なお、2001年6月の経済財政諮問会議の答申「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）については、梅原英治「小泉改革をどう読むか——橋本改革と小泉改革／歴史は繰り返す」のか——」（『賃金と社会保障』第1301号、2001年8月下旬号）を参照されたい。小泉内閣時代の経済財政諮問会議の動向を資料で整理したものとして、梅原英治「経済財政諮問会議に関するデータ集（上・下）」（『大阪経大論集』第57巻第4号、2006年11月、同第57巻第5号、2007年1月）がある。